

衆議院環境委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 29 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

- 1 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（内閣提出第 43 号）
 - ・伊藤環境大臣、岩田経済産業副大臣、八木環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明）
 - ・堀内詔子君外 3 名（自民、立憲、維教、公明）から提出された附帯決議案について、馬場雄基君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維教、公明）
（質疑者）近藤昭一君（立憲）、篠原孝君（立憲）、松木けんこう君（立憲）、屋良朝博君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、空本誠喜君（維教）

（質疑者及び主な質疑事項）

近藤昭一君（立憲）

（1） 本法律案

- ア OECM登録の具体的基準を公開する必要性
- イ 生物多様性に関する 2050 年までの継続的活動の担保の必要性についての伊藤環境大臣の見解
- ウ OECMの登録は、周知された基準の下、透明性ある審査をすべきとの意見に対する環境省の見解
- エ 本法に基づき認定された増進活動場所や自然共生サイトがOECMに登録される場合には別途慎重に審査をすることの確認

（2） 種の保存法

- ア 我が国の象牙市場の閉鎖予定の有無及び象牙の国内取引規制を次期法改正の重要論点とするか否かの確認
- イ 国内の象牙市場閉鎖を実現すべきとの意見に対する伊藤環境大臣の見解

篠原孝君（立憲）

（1） 本法律案

- ア 生物多様性地域戦略の策定率が低い理由に対する環境省の見解
- イ 一般国民に分かりにくい環境行政上のカタカナ語を分かりやすいものに改める必要性
- ウ 各省の各地方支分部局は連携して現場の業務に取り組む必要性
- エ 密接に関係する所掌事務がある環境省と農林水産省の一元化についての伊藤環境大臣の見解
- オ 環境省が検討している民間企業等への支援証明書の発行制度を再考する必要性
- カ 神宮外苑を自然共生サイトとして認定し生物多様性の保全を図る必要性についての伊藤環境大臣の見解

（2） 水俣病患者の救済

- ア 熊本地裁と大阪地裁とで真逆の判決が出たことを受け、国として水俣病特措法や民法の解釈を改める必要性についての伊藤環境大臣の見解
- イ 高齢化する訴訟団に救いの手を差し出し、政治決着を図るべきとの指摘に対する伊藤環境大臣の見解

松木けんこう君（立憲）

- (1) 水俣病の解決に向けた伊藤環境大臣の決意
- (2) 生物多様性
 - ア 生物多様性とSDGsの関係性
 - イ SDGsの生物多様性と関連する目標と環境省の具体的施策
 - ウ 上記イが環境省の所管であることの確認
 - エ 生物多様性の保全に関連する予算・人員の不足状況に対する環境省の見解
 - オ 相続による土地分割等によって次世代に継続されないナショナルトラスト活動への対応策として、予算執行をフレキシブルにすることに対する財務省の見解
 - カ 環境省における生物多様性の周知のための予算額
 - キ 生物多様性への関心を高めるため、全国の生物多様性が豊かな場所や当該場所での保全活動の内容を紹介すべきとの意見に対する環境省の見解
- (3) クマ被害
 - ア 伊藤環境大臣が、日本熊森協会など環境保護団体の意見を聞く機会の有無
 - イ 指定管理鳥獣に指定された場合のクマの取扱い
 - ウ クマをなるべく殺さず、棲み分けることで、クマ被害を減らすことに対する環境省の見解

屋良朝博君（立憲）

- (1) 本法律案第3条における「生物多様性の確保が人類の存続の基盤」という規定と、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）における「生物の多様性が人類の存続の基盤」という規定とは趣旨が同じであることの確認
- (2) 世界自然遺産（奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）
 - ア 生物多様性の変化への対応として世界自然遺産地域の維持管理を実施する必要性についての伊藤環境大臣の見解
 - イ 世界自然遺産地域における法的な立入規制についての環境省の見解
 - ウ 世界自然遺産地域における立入規制については、国による法的根拠を示した対応が必要との意見に対する環境省の見解
 - エ 世界自然遺産地域において生物多様性が劣化している地域について立入制限を国として打ち出すべきとの意見に対する伊藤環境大臣の見解
 - オ 世界自然遺産地域とOECM登録との関係
- (3) 沖縄県名護市辺野古沖における埋立工事
 - ア 同埋立工事について再度環境影響評価を実施すべきとの意見に対する環境省の見解
 - イ 沖縄県名護市辺野古・大浦湾の縄文サンゴについての伊藤環境大臣の認知の有無
 - ウ 自然環境保全の一方で、世界的にも豊かな生物多様性を誇る海域としてホープスポットにも選定された辺野古・大浦湾が工事により破壊されている現状に対する伊藤環境大臣の見解
- (4) 生物多様性の増進活動を広げるための、税制優遇措置や公共工事評価基準に基づく加点等のインセンティブの必要性に関する環境省の見解

馬場雄基君（立憲）

- (1) 本法律案及び本法律案に基づく計画の位置付け
 - ア 環境法令全体における本法律案の位置付け
 - イ 本法律案に基づく計画についての生物多様性に係る計画等における位置付け
 - ウ 本法律案に基づく計画の位置付けが分かる資料を作成する必要性

- (2) 生物多様性地域戦略の策定
 - ア 地方公共団体の策定の現状に対する環境省の認識
 - イ 生物多様性地域戦略の策定に向けた明確な目標期限を示すべきとの意見に対する伊藤環境大臣の見解
- (3) 自然環境保全調査の更新が遅れている地域があることに対する環境省の認識及び同調査の今後の取組方針
- (4) 本法律案が企業に対して取組を促していく法律でありながら、経済産業省が法律の枠組に入っていない理由及び経済産業省として取組を後押ししていく必要性についての経済産業省の見解
- (5) ネイチャーポジティブ宣言について宣言の様式を統一して機運を高めるべきとの意見に対する環境省の見解

空本誠喜君（維教）

- (1) 海域における生物多様性の保全・再生
 - ア 生物多様性の保全・再生等について環境省として今後注力する海域
 - イ 本法律案の対象に工業地帯に隣接する海域における生物多様性の再生等の活動が含まれることについての環境省の見解
 - ウ 水産業者が引き揚げる大型海洋ごみの回収作業を本法律案の対象とすることの可否
 - エ 本法律案に則ったNPO等による浜辺等の環境再生活動の進め方
 - オ 生物多様性の観点から水産業を守る必要性に対する伊藤環境大臣の見解
 - カ 瀬戸内海や伊勢湾等における栄養塩類の不足に対する水産庁の見解
- (2) 日本製鉄瀬戸内製鉄所呉地区跡地の防衛省による一括購入及び活用
 - ア 同跡地の埋設物や土壌汚染の状況に関する経済産業省及び環境省の認識
 - イ 同跡地を更地にするまでに要する期間についての経済産業省の認識
 - ウ 一括購入ではなく段階的に購入することについての防衛省の考え方
 - エ 生物多様性の観点から同跡地をウォーターフロントパークとして活用することについての環境省の見解
- (3) 中山間地域における生物多様性保全活動
 - ア 中山間地域の耕作放棄地における環境保全活動に対し直接支払交付金制度を設ける必要性
 - イ 上記イについての農林水産省の見解
- (4) PFAS対策
 - ア PFASに汚染された里山の土壌の浄化・回復活動を本法律案の対象とすることの可否
 - イ 東広島市の在日米軍川上弾薬庫における泡消火薬剤の保有及び使用実績に関する在日米軍からの説明内容
 - ウ 土壌汚染からの回復に関する法律の存否及び有機フッ素化合物を土壌汚染対策法の対象とすることについての環境省の見解
 - エ 田植えの抑制に関する暫定的な基準値を設ける必要性についての農林水産省の見解
 - オ PFASに対する環境行政を更に進める必要性についての伊藤環境大臣の見解
- (5) 太陽光及び風力発電設備に対する規制強化
 - ア 中山間地域での太陽光パネルの設置に対する環境省の規制内容
 - イ 山林造成に対する規制の現状及び今後規制を強化する必要性についての国土交通省の見解
 - ウ 小規模な設備を含めた太陽光発電設備の設置に関する経済産業省における規制状況
 - エ 小規模の山林造成に対する林野庁における規制状況
 - オ 太陽光発電設備設置に係る地表面の平均傾斜度に関する規制基準を厳格化する必要性についての林野庁の見解
 - カ 土砂災害等が発生する可能性のある既存の太陽光発電設備に対しても環境省から厳しく意見を言

う必要性についての伊藤環境大臣の見解

キ 風力発電事業に対する環境省としての規制強化の必要性についての伊藤環境大臣の見解

ク 老朽化した風力発電設備の撤去・リプレースについての方法及び費用並びに法律上の規定

ケ 今国会に提出されているいわゆる「再エネ海域利用法改正案」に基づくEEZにおける洋上風力発電事業による漁業への影響についての水産庁の見解

コ 今後拡大する方向の洋上風力発電事業に対する生物多様性の観点からの環境省としての取組方針

2 連合審査会開会申入れに関する件

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（内閣提出第16号）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（内閣提出第17号）について、経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることに協議決定しました。